

令和4年度行政不服審査制度の運用状況
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 審査請求の件数

令和4年度は19件の審査請求が提起され、処理状況の内訳は下記のとおりです。

(単位：件)

処分の根拠法令	審査請求件数	処 理 状 況 ※						
		認容	一部認容	却下	棄却	取下げ	継続中	
鹿児島市下水道条例	0	1 (1)		1 (1)				
海岸法	2	2 (0)						2 (0)
生活困窮者自立支援法	1	1 (0)			1 (0)			
身体障害者福祉法	1	1 (0)						1 (0)
鹿児島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	1	1 (0)						1 (0)
処分に当たらないもの	5	5 (0)			5			
小計	10	11 (1)	0 (0)	1 (1)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
鹿児島市情報公開条例	9	13 (4)			4 (3)	1 (1)		8 (0)
鹿児島市個人情報保護条例	0	0 (0)						
合計	19	24 (5)	0 (0)	1 (1)	10 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (0)

※ 処理状況の件数は令和3年度からの継続案件を含み、()内は当該件数のうち令和3年度からの継続案件のもの

2 審理員の審理手続状況

令和4年度に市長が審査庁となった審査請求のうち、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき審理員が指名され、審理手続を行ったものの件数は、下記のとおりです。

(単位：件)

審理手続を行った審査請求の件数	処 理 状 況		
	審理員意見書を提出したもの	審理手続中の取下げ	審理継続中
5 (1)	3 (1)	0 (0)	2 (0)

※ 件数は令和3年度からの継続案件を含み、()内は当該件数のうち令和3年度からの継続案件のもの

3 第三者機関（鹿児島市行政不服審査会）の開催状況

令和4年度は、鹿児島市行政不服審査会を開催しませんでした。

行政不服審査法（抜粋）

（公表）

第 8 5 条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容
その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。